

平成24年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 平成24年 3月 9日（金）9時30分 宣告

1、出席議員

1番 安部大助	6番 小野昌士	12番 池田信博
2番 前田芳樹	7番 齋藤昭一	15番 安部和子
3番 平田文夫	8番 石田茂春	16番 松森 豊
4番 齋藤幸廣	9番 高宮陽一	
5番 是津輝和	10番 米澤壽重	

1、欠席議員

- 11番 遠藤 義光
- 14番 福田 晃

1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	松田和久	定住対策課長	岡田清明
副 町 長	門脇 裕	農林水産課長	池田高世偉
教 育 長	山本和博	下水道課長	中前千之
総務課長	齋藤福昌	建設課長	井川善寿
会計管理者	嶽野正弘	水道課長	山崎龍一
企画財政課長	大庭孝久	総務学校教育課長	岩水 守
税 務 課 長	脇田千代志	生涯学習課長	大上博人
町民課長	佐々木秋幸	布施支所長	山川由夫
福祉課長	村上静夫	五箇支所長	村上和弘
保健課長	井川芳樹	都万支所長	高梨康二
環境課長	浅生 久	総務課長補佐	渡部 誠
観光課長	吉田 誠	企画財政課長補佐	鳥井 登

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 宮本智幸

事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 23名

議事の経過

議長（池田信博）

ただ今から本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問

「一般質問」を行います。

一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すものであります。

付議された事件に関し疑義を質す「質疑」とは本質的に異なるものですので、通告した質問の範囲を超えないよう、よろしくお願いいたします。

また、質問時間は答弁を除き30分以内となっています、そのためにも執行部におかれましては、明確な答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに15番：安部和子 議員

15番（安部和子）

おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

今年の干支は「辰」でございました。当たり前でございますが昨年は「卯の年」でありました。「兎の登り坂」、「兎に祭文」とか諺がございます。前者は条件さえ整えば物事は一気に捗るという意味で、後者は言い聞かせても無駄なことの喩え、つまり「兎」ではございますが「馬の耳に念仏」と同じ意味をもっております。

そして、奇しくも2011年3月11日14時46分、天災が激甚な災害をもたらしました。まさに明暗を分けたとあって過言ではない「卯の年」でありました。

混乱を極める中、ようやく6月になって国は東日本大震災の被害を踏まえ、津波から国民の生命や財産を守り被害を防止軽減するため、観測体制の強化などを盛り込んだ「津波対策

推進法案」を立ち上げました。

そして、「国として反省し対策に万全を期する必要がある。」と、指摘しています。

また、各自治体には、「避難計画の策定・公表や被害予測などに努めること。」「住民が迅速に避難できる体制を整備すること。」としました。その外に「石油コンビナートなど危険物を扱う施設の安全確保に取り組み、津波に考慮した街づくりを進めること。」としています。

さて、隠岐の島町であります。津波に対する何の計画も今は出来ていません。県の計画が出されてから、それに準じて策定が成されるということではありますが、町民の安心・安全確保は一日も早く確立して頂きたいものでございます。

そしてまた、計画に基づいた避難訓練が最も重要なわけですが、当執行部におかれましては、私が考えますところ取りあえず平成 18 年 9 月に立案されました「隠岐の島町防災計画第 8 節」に示したように、まずは初動の避難訓練を、手順を踏み実践検証するべきと考えます。当然、細部に亘るまでの課題が数多く出てくると思います。しかし、新たな課題を発見して対策を講じることこそが大きな“意義”を持つことだと思っております。

隠岐の島町では、「防災計画立案」以来、過去 5 年間一度もこれを実践しておりません。島根県が原発事故想定での防災訓練を実施したように、早急に初動訓練をされるべきと思っておりますが、町長のご意見をお伺いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

まず、分割質問 1 点目は「防災計画における避難訓練」についてのご質問でございます。

議員仰せのとおり、防災訓練はこれは必要不可欠でございます。できるだけ早く実施すべきと考えているところでございます。

特に、津波災害につきましては、各地区から報告を受けています避難場所につきまして、県のホームページで発表されております各地区の最大浸水の深さ等のデータと照らし合わせ、今、見直しの作業が必要であろうかと、このように判断をいたしてございまして、必要であればそれぞれの地区と協議をして、これをまず早く見直して行きたいと、このように考えております。

そして、新年度早々には、津波対策の推進に関します法律に基づきまして、沿岸部の各地区への説明会及び避難訓練などを地区と連携をいたしながら、順次取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思っております。

15 番（ 安 部 和 子 ）

防災訓練は必要であり、できるだけ早く実施すべきと考えていらっしゃるようでござい

すが、「人は必ず失敗をします。そして、また直ぐ忘れてしまう。だから、失敗から学ぶことが大切である。」と、畑村洋太郎東大名誉教授が言われた言葉でございますが、また、こうもっております「組織が、うちは大丈夫だと思った時に『安全神話』は崩壊する。」とも言われております。

我が隠岐の島町の職員は、優秀な数字に明るい行政のプロでございます。中には、おられることはおられますが、そうでない方も・・・。

非常にみんな忙しい本当に多忙であります。しかし、忙しいからやらなくてもいいような公の仕事など一つもございません。

あの釜石小学校の「津波てんでんこ」は、あまりにも有名でございます。公の立場にある人が、「災害てんでんこ」というわけにはまいりません。

副町長がよく言われます、「例えば、いざ土嚢が必要になった時、何処に何袋あって、不足の時にはスコップで何杯入れれば常識で考える土嚢が出来るのか。こういうことは頭で考えるよりも身体が覚えている方がずっと効率的だ。」と、よくおっしゃいます。全くそのとおりです。全てのことをそこまで細部に亘って、全職員が会得して行けば、こんなに素晴らしいことはございません。

普通の災害に津波対策が加われば、もっと複雑化します。初動訓練は恒例となって、次の人につながっていくことが大事と思いますが、町長、如何でしょうか。

番外（町長 松田和久）

津波対策の避難訓練でございますが、もう既に取り組んでやられている町村もあることも承知をいたしております。

ただ、話を聞いてみると、まず高台に逃げることだということで逃げる訓練をなされたそうですが、私たちも見つめ振りをしてきたわけではありません。そういう中で、いったいどうしたらいいかということ議論をいたしております。

そして、今、県の「津波浸水想定区域」ということが発表されました。ご紹介しますと、佐渡島の北方沖合いでマグニチュード 8.01 の地震が発生した場合に、この津波はどうなるのかというシュミレーションでございますが、これが到達時間が 147 分だそうです、隠岐の島。

この津波の高さ最大値は、私どもの「代港」だそうです。これが一番高い波が来ると予想されておまして 13.35 メートルだそうです。一昨日ですか、発表があったばかりですが「隠岐北西沖地震」が発生した場合、これはマグニチュード 7.4 を想定したものでございますが、この場合には大久の黒島海岸のところに魁夷海岸というところがあります。少し布施側によ

ったところですよ。あそこのところで2.92メートルだそうです。到達時間は44分だそうです。そういうことが今、順次わかってきました。

これに従いまして、いったい各地区にある今、第一次の避難場所はどうなっているのか、本当にそれでいいのかということ、もう一度各地区と検討してみる必要がある。

それから今、寝たきりでおられるような高齢者だけの家族、そういった家族はいったいどうしたらいいか、そういうこともきちっと地区と協議をして、その場合にはこういった形でやるんだということ、きちっと方向を出しながら、訓練をした方が更に効果的だ。ただ逃げる訓練といってやれば、まあ世の中には「あそこはいち早くやったぞ。」ということになれば、それはそれで脚光を浴びるかも知れませんが、そうではなくて、それもいいでしょうが、やはり実のある訓練につなげて行きたいというのが、私ども所管のほうの考え方でありまして。私も、それは間違いではないと思っております。

でも、いつ来るか分かりませんので、これがもう出ましたので、それを各地区で今点検をしています。また会議もしています。そういう中で、各地区で順次やって行きたいというように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

訓練の中身ですが、実は先般、東京で私の懇意にしている町長で被災にあった地域があります。茨城県大洗町の小谷さんという町長ですが、彼は大きな津波を見たわけですよ。担当職員が「津波がきました。町民の皆さん、高台に避難してください。」と放送したそうです。町長は今の放送では駄目だ、「逃げろ。」と放送させたそうです。あそこの地域はほとんど死亡者がいなかったということです。

役場が普段は「町民の皆さん・・・。」とやっていますが、そういう流暢な言葉で話しても危機感をもたない、「逃げろ、逃げろ。」という命令を出して、そして助かったと。

今、東北ではそういった町村長の機敏なことが話題になっているそうですが、そういうことも含めて、本当に皆さんを助けるための訓練はいったいどうあるべきか、ということをお考えさせてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

15番(安部和子)

大変力強い、うれしい答弁を頂きました。期待をしているところでございます。

それでは、2つ目にまいります。

先ほど少し申しましたが、島根県原子力防災訓練が2月16日県原子力防災センター等で行われました。皆様記憶に新しいところでありますが、30キロ圏内の約46万人に対する避難計画が整わないため2県6自治体、島根県、鳥取県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米

子市、境港市の参加による初動訓練でございました。

さて、隠岐の島町であります、30 キロ圏内には承知しておりますが、しかし知夫里島においては、わずか本土から 42 キロで、もし原発事故が起きた場合、風向きによる風評被害の渦中に巻き込まれることは、知夫里島のみならずわが町においても容易に想定される圏域であります。

何よりも、海域汚染による漁業被害ということが考えられます。こうした場合どう対応するのかまずお考えをお聞きします。

次に、七類港、境港が封鎖された場合、わが町のみならず隠岐諸島はどうなるのか、死活問題にあることは明白であります。この対応はどのように考えておられるのかお聞きいたします。

最後に、モニタリングポストであります、現在島根県圏内には環境省が設置しておりますモニタリングポストが、益田市と隠岐の 2 か所にあります。

隠岐では、隠岐の島町の五箇地区の福浦岬に設置されてあります。これは、リアルタイムで県の保健環境科学研究所にデータを送っています。ちなみに、県はモニタリングカーを 2 台所有しております。こうしたモニタリング設備を有事に備えて、隠岐諸島に増設する必要があります。このことを県に強く要求すべきと考えますが如何でしょうか。

以上の 3 点をお願いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

それでは、分割質問の 2 点目、「島根原発事故によります隠岐の島町の対応について」のご質問にお答えをさせて頂きたいと思えます。

まず、1 点目の「海域汚染によります漁業被害の対応について」でございましたが、福島第 1 原子力発電事故で行われましたように、国がまず魚介類の検査を行うべきでございます。そうなってくると思えます。

当然、隠岐の場合にあそこから 70 キロ、80 キロ圏内に全て入ってまいります。風評被害も間違いなく出てくると思えますので、それを含めての補償につきましては、福島、茨城県などの漁業被害に対する対応を参考にすることになると、このように考えているところであります。

次に、2 点目の「七類港、境港が封鎖をされた場合の対応について」でございますが、まだ具体的な取り組みは行なっておりません。当然、原発事故が起きた場合には、七類港、境港の封鎖が考えられますので、隠岐汽船などの船舶が入港できる安全な港の市町村及び関係

機関に対しまして、事前に協力依頼などの協議を行うことが、当然必要になるかと考えております。

また、幸いにいたしまして我が町には、空港がございますので災害時には、これを最大限活用できるように、県及び関係機関と協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「モニタリング設備の増設を県に強く要望すべきではないか」ということでございますが、県に確認をいたしましたところ、大気中の放射性物質を測定するモニタリングポスト、これは固定式でございますが、この増設については、原発から従来10キロメートル以内に設置をしておりましたが、これを30～50キロメートル圏域まで広げる考えであるということで、50キロメートル外の地区には現在のところ設置をする検討はしていない、という答弁であったかと思えます。

また、モニタリングカーの件でございますが、有事の際に風向きなどを考慮いたしまして、未設置のところでありますとか、あるいは隠岐などの対応をするとのことでございますが、これも基本的には50キロメートル内の地区に置くことといたしておりまして、議員仰せのように、島根原発に万一事故が発生をいたしましたら、離島であります障害物の無い形でかかってきますので、隠岐諸島には風向きによって多くの放射性物質が流れてくるのが当然考えられますし、七類港、境港が封鎖されるというような有事の際に、松江からモニタリングカーを隠岐諸島に運んで来るということは、到底不可能であるかと思えます。

従いまして、島前の3町村長とも連携をして、隠岐諸島に対するモニタリング設備の整備につきましても、特別な対応をして行くべきではないかということ、県に強く要請をしてまいりたいとこのように考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

15番(安部和子)

前向きなご答弁を頂きました。是非、4か町村長とともに頑張ってもらいたいと思えます。

「天災は忘れたころにやってくる。」と、寺田寅彦物理学者の名言ですが、今回の福島原発事故に対しましても想定外だったと関係者は繰り返すばかりでございます。私たちが今以上の快適な生活を求めるのであれば、今以上の備えをしなければ、これから起こりうる災害を防ぐことはできないと思えます。

そして、つい先日、新聞で宮城県南三陸町で犠牲になった町職員の遺族が「業務上過失致死容疑」で町長を告訴したことを知りました。想定外であっても一歩間違えば決して「対岸の火事」ではすまされないことでございます。何もしないことがどれだけ恐ろしいことか、油断を捨てて、是非前へ進むことが大切だと思えます。

もう一言、町長お願いします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

安部議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、まさにおっしゃるとおりでございます、私たちが何もしないでここまできたわけではありません。

まず、島前3町村長と一緒にになりまして、昨年のご事情でございますが、中国電力・島根県議会、それぞれに要請に行っていました。これは今、30キロ圏内の市町村の協議会でできてますが、うちは近い所で42キロ、30キロ圏外であります、先ほども言いますように「障害物無しで風向きによっては直ぐ来てしまうという地区であることを分かってほしい。安全に安全を期してもらいたい。」と、ということの願いはもう既に、事故発生の当時、願いをしてまいりました。

改めて、こちらの建設業協会とも一緒にになりまして、これはどういうことかと言いますと、今、原発だけが問題になっておりますが、全国離島は全て火力発電です。もし、あのような津波がくれば火力発電所も燃油の関係で、どこの市町村も海岸側にもっております。そして津波で崩壊すれば、いったい離島の電力はどうなるのかということがあります。

そこで、今「全国離島振興協議会」でその話をしましたら、「うちも、うちもだと、これを要求しよう。」ということで、いくら会社であっても、これは離島の電力を確保するという立場から。全国離島は全部赤字だそうです。どこも。ですから黒字のところは先にやっても、赤字のところは手が出せないというのが実態かと思いますが、それでは離島地域では生活できないではないかということで、新たな法律を作って、株式会社と言えどもそういうものを作れば、それに対して国は電力を確保するという立場から、それを支援して当たり前ではないかということ、今、全国離島で以って国当局へ要望活動もいたしております。まだ、全く先に進んでおりませんが、そういうこともやっております。

それから、私たちは早速、今例えばですが、港町のように津波がきた時に逃げ場が少なく、遠くまで行けばあるかも知れませんが、あつという間にきてしまった時にどうするかということで、これについては、23年度事業といたしまして既に、港町天神さん、これが標高が17.5メートルだそうです、その高台まで上がる階段工を今整備をさせてもらっておりますし、それから調べてみますと、どこの地域も直ぐに山に上がればよいということがありますが、浜那久が少し時間がかかるということで、そこも海岸のところから今階段を付けております。これが高さが20メートルばかりだそうです。

新年度事業では蔵田、あそこは約500メートル、神社が高台にあります、そこから上の

県道に向けて、これは西郷・都万郡線そこまで接続する階段工をつけるように今準備をさせております。

そういうことで、まず安全対策ということについては、そういう対策を今やっておりますのでご紹介をしておきたいと思います。

それから一昨日、中国電力の出雲電力所の山田所長さんと吉田所長さんが、西郷発電所への津波の影響について説明に来られて、先ほど言いました佐渡島北方の 8.01 マグニチュードの場合にどうなるかという、これは西郷湾のあそこでシュミレーションした結果、津波の最高水位が 1.99 メートル、約 2 メートルだそうです。あそこは 5 メートルですのでとりあえずは大丈夫、あの地震では。それから、隠岐の北西沖地震でも勿論大丈夫です、という一応の説明は頂きましたが、防災対策というものにつきましては、今後更に検討して頂くようお願いをするように考えておりますことを申し添えておきます。

15 番（ 安 部 和 子 ）

いつも雄弁な町長で安心しました。頑張ってください。

終わります。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、安部和子議員の一般質問を終わります。

次に、3 番：平田文夫 議員

3 番（ 平 田 文 夫 ）

議長が冒頭に質問時間は 30 分です、質問内容をよく理解して答弁をお願いしたい。特に再質問に至っては、町長が分からない点もあると思いますので、副町長以下執行部はしっかりと、町長に欠落しているところは教えてほしいと思います。

平成 20 年 9 月に策定された、「総合振興計画」に基づいて第 1 点の質問を行いたいと思います。

計画では、「まるい輪の中、心行き交う、やすらぎのまち～みんなの手によるまちづくり～」を基本構想に定め、また基本施策として特性を活かした 4 つのゾーン別施策の展開を約束しております。

まず、ゾーンの 1 番目に挙げられているのが「街感（がいかん）ゾーン～まちの活気を感じるまちづくり～ 観光・交流の発着地点、交通、情報の中心として快適にすごせる都市空間を創設するため、中心市街地活性化事業を促進します。」とあります。町長が就任時に策定された約束が、2 期目の就任は 11 月ですから、その時に約束されて今年の 10 月に最終章を迎

えるわけです。しかしながらその約束が履行されてない。「中心市街地活性化事業」の将来展望が見えないことに対して、住民の皆さんは今後どう判断するのか。

中心市街地の活性化は、中心市街地の賑わい回復、これはコミュニティとしての魅力向上、コンパクトで魅力あふれるまちづくりが求められております。中心市街地に人の流れを呼び込み、定住人口と交流人口の増加を図るため、「住む人、訪れる人、活動する人を増やす。」ことを目標として実施していく具体的な事業であり、町民と行政の役割分担などを位置付ける事業計画を定め、活性化に取り組むことが大切であり、隠岐の島町の中心市街地である西郷港周辺市街地の目指すべき将来像を明らかに、国が、平成 18 年度に改正した「中心市街地活性化法」に係る動向等を見据え、中心市街地の現状と動向予測から課題を整理し、目指すべき中心市街地の将来像の実現に向けた中心市街地活性化の基本方針と目標、目標達成のための施策を定めるべきであります。

中心市街地の人口は減少を続けており、今後も更に減少することが予測され、少子高齢化が進んでおり、今後更に顕著になるものと予測されます。中町、西町、港町、隠岐汽船前等の既存商店街では、商業力の低下や空き店舗が増加するなど、活性化に向けた取り組みがまさに求められており、小売業に関し中心市街地の既存商店街の町全体に占める割合は、減少を続け、年間商品販売額は更なる減少傾向にあり今後も続くと予測されております。

中心市街地の歩行者と車両の交通量は減少しており、今後も人口の減に伴って必ず少なくなると予測されます。

郊外で運営する隠岐病院・大型ショッピング店については、町民が広範囲に利用でき、中心市街地の活性化に資する利活用が求められております。

そこで、町長にお伺いいたします。

まず 1 つ目は、定住人口の増加を図るため施策の推進が必要であると同時に、交流人口の増加、観光客の増加を図るための重点施策の取り組み実施について。

2 つ目は、中心市街地の衰退につながる空き店舗の増加に歯止めをかけるため、空き店舗を活用しての「憩いの場」の整備や、ビジネスチャレンジ支援が求められると思いますのでそのことについて。

3 つ目、観光案内と情報発信による、観光拠点機能の向上について。

4 つ目、網羅的に多くの事業に取り組むのではなく、的を絞って重点的な取り組みを行ない、具体的な結果を出すことの必要性について。

次に、隠岐汽船前の交通結節点、結節点というのは複数ある交通手段の中で、そこに“点”

を置くという。交通結節点としての利便性と、また待合とかトイレの環境の充実についてお伺いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただ今の、平田議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

中心市街地活性化についてでございましたが、平成 14 年度に旧西郷町が基本計画を定めておりまして、ハード事業につきましては、西郷港の整備や国道ピア前のバリアフリー化及び電線の地中化、街路灯などの整備を行なってまいってきたところございます。

また、ソフト面におきましても商工会が中心となりまして、「夏祭り」の開催でありますとか、あるいは風街商店街のスタンプラリー、最近では「ふるさと直売所」の常設などの取り組みを行なってまいりました。

しかし、ご案内のように加速する人口減少に端を発しまして、大幅な購買力低下を招くなど、全体といたしまして各経営体の弱体化が否めなくなって来ておりますことから、中心市街地のタウンマネジメントを行なう TMO まちづくり機関の設立を困難にし、現在のような疲弊状況に至っているのではないかと、こう考えているところでございます。

議員ご指摘のとおり、私も中心市街地が大変厳しい状況になっていることを十分認識しているつもりでございます。中心市街地の基本計画を作成した時点で様々な調査を行なっていますが、当時とは市街地を取り巻く社会情勢は大きく変化してまいっております。西郷港周辺の将来のあるべき姿につきまして、再検討することも、もうすでに必要になっているところがございます。

新年度には、商工会と一緒にになりまして、住民の皆さんや関係機関の皆さん方と話し合いの場を持ち、中心市街地の置かれている課題やニーズを改めて整理をし、その上で、新たな町づくりをイメージし、具体的事業の検討をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

前置きが少し長くなりましたが、以上、私の考えを踏まえ議員のご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の、「定住人口の増加を図る施策の推進、交流人口の増加、観光客の増加を図るための重点施策の取り組み」についてでございますが、先ほど申し上げましたように、住民や関係機関のニーズを把握する等いたしまして、定住や観光に貢献できる具体的な事業の検討をしたいとこのように考えております。

2 点目の、「空き店舗を活用して憩いの場の整備やビジネスチャレンジへの支援について」

でございますが、基本的には先ほど申し上げましたとおりですが、空き店舗につきましても具体的な検討を図る必要があると考えています。ただ、今すぐにでも空き店舗の活用についての希望者がいれば、商工会などと経営相談に応じ家賃助成等の補助事業の検討をしてまいりべきかと考えております。今、1 団体がそういうことを考えているようにも伺っているところであります。

3 点目の、「観光案内と情報発信によります観光機能の向上」につきましては、役場や観光協会などの関係機関と連絡会議を開催し、関係者相互の情報の共有化を図って対応しておりますが、更に機能を充実させてまいりますため、関係者や住民の皆様方と将来におけるまちづくりのイメージを共有し検討してまいりたいと考えているところであります。

4 点目の、「事業の的を絞って、重点的な取り組みを行ない、具体的な結果を出すこと」についてでございますが、このことも基本的には先ほど申し上げましたとおりでございますが、具体的な事業が検討されれば、優先順位を定めた上で、効果的に進めて行くべきだと考えております。

5 点目の、「隠岐汽船前の、交通結節点としての利便性と、待合・トイレ環境の充実」についてでございますが、新年度にレインボーの待合室付近の工事が完成をいたしますが、車両の通り抜けが今度は可能になってまいりますので、上屋周辺の交通利便性が更に改善されるものと思っております。

また、「待合・トイレ環境の充実について」でございますが、隠岐汽船ターミナルビルのリニューアルによりまして、その環境は充実されてまいりましたが、案内サインがなく分かりにくくなっておりますので、「ジオパーク推進協議会」や「西郷みなとオアシス協議会」等と協議をいたしまして、周辺の案内サインの整備を行ってまいりたいと、このように考えております。

中心市街地を取り巻く情勢は、なお大変厳しい状況でございますが、市街地の活性化を図るために、観光・定住・交流の玄関口に相応しいまちづくりを検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いをして、答弁に代えさせて頂きたいと思っております。

3 番 (平 田 文 夫)

1 点だけ質問します。

隠岐の島町は恵まれているのです。西郷港は重要港湾にして頂いた。だから今、改修するではなしに、まずこの振興計画というのは、国にしっかりと法整備されている。

町がその基本計画を策定する、そのことによって行動が起こるわけです。だから、商工会

も参加しなければいけない、事業所も然り、しかし行政が動かずして「まち」が動かんわけです。そのことを踏まえて、島根県でも3つしかない重要港湾、西郷港・浜田・三隅、七類は避難港です。そういう港は、国が補助金を使って設置するわけですから、それをうまく利用するのが町の考え方であるわけです。それが出来るから。

そういうことではなくして、先ほど町長が「空き家のことで希望者がいるんだ。」と、西郷町から隠岐の島町に移行して、高齢者が増えた。では高齢者をどうするんだ。そうしたら中心の歩いて行けるところに空き家があるわけです。それをうまく活用して、お茶を飲む場所とかいうところも作るべきではないですか。デイサービスを利用する高齢者もいるかわからないですが、歩いて行って話し合いができる場所というのが求められているわけです。行政がしっかり先頭に立って、やるべきことはやる。

先ほどもトイレがどうのこうの、全部施設の中なのです。もし時化のため避難してきた漁船員さんが上陸して夜歩いても、開いている施設がないため船に帰るまで辛抱しなくては行けない。辛抱できていると思いますか、私は辛抱できてないと思います。そういうことを考えると、「まち」はしっかりとしたランドデザインを描きながら中心市街地に取り組んでいく、もう4年間“たなざらし”にしていたわけですので、町長も答弁で述べているように「これは連携してやっていく。」ということですが、そこらを再度お答え願います。

番外（町長 松田和久）

平田議員の再質問にお答をいたしたいと思います。

実は、西郷港重要港湾を中心といたしまして、いったい将来、西郷港は島の起点としてどうあるべきかということは、平成6、7年の頃に「みなとオアシス協議会」、これには東町から港町までの各自治会の会長さんも入って頂いて大きく議論をいたしました。

そして、隠岐からもいろいろな計画を県当局にも出しております。そういう中で、その計画は、今の西郷漁協を港町あるいは岬町の方へ移転をして、ビューポートホテルを中心としてあそこを“2バース体制”にして整備をして行くべきだという案が出てきたのですが、最終的に国と県が協議をいたしまして現行のような形でしか、こちらは、漁港になってまいりますので、できないということで整備をされた経緯がございます。

港につきましては、そういうことで、今年高速艇の方の整備ができれば、だいたい完成ということになります。そういう整備もいたしながら「まちづくり」を進めてまいってきたかと思えます。

玄関口に相応しいということで、レインボブリッジも造ったりということで対応してま

いったところで、何もしてないわけではありませんが、ただ、町の中があのような形で疲弊してきた。これは車社会になりまして、各地域で従来の中心市街地が大きく疲弊してきたというのは西郷だけではないかと思いますが、それにいたしましても、それに対応するためにこれは町にもいろいろ協議がございまして、中町で「くすもと」さんが場所を提供しておりますが、実際行って話しを聞いてみると非常に利用が少ない、利用し難いということもあるかも知れませんが、そういうこともございます。

ご指摘のようなことで、もう少し意見調整をしてみて本当に今、議員がご指摘するようなことが必要であれば、今後また考えていかざるを得ないのでと、このように思っておりますが、何れにいたしましてもトイレの問題等、いろいろな問題があることは承知をいたしましたので、今後早急にまた検討に入るように商工会側とも相談をさせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番（平田文夫）

「まちづくり」の顔は、作っていくのは、その町の生活する人であるわけですから、表情豊かなまちを目指すことが大切でありまして、可能性を町内以外の交流を通して育て上げ情報豊かに目指すことが大事でありますので、そのことだけは付け加えておきます。

次に、振興計画の基本方針と施策、現状と課題であります。バス運行について町長の所見を伺いたいと思います。

私も、もう疲れてきた、この「バス問題」は、町長の一言で決まることが何でこんなにずっと、まあ無駄とは言わないが経費を削減することができないか。そのことを町長もこちら辺で、税というものに関してあるべき姿を示すべきだと私は思っております。

その中で、路線バスは朝夕の高校生の通学や、高齢者の生活バスとして重要な役割を担っており、町が民間業者に運行委託しています。しかし、人口の減少と自家用車の普及に伴い、路線バスの利用者が減少していることから、運行収支が悪化し、バス路線の存続が危ぶまれています。また、バス路線のない地区は、コミュニティバスなどを運行していますが、利用者が低く赤字であり、多大な経費を必要と記述されております。

バス路線のないところは、利便性を図るためにコミュニティバスを使っております。そこで私は、コミュニティについて町長に伺います。

町長、速やかに取り組む課題であり、昨今のバス路線は政治路線とも言われております。その根拠は、行政が一番望む経費削減が不可能なためなんです。何故なら、補助金でもって手当てをしなければならない。

前回は申しましたが、後追い補助金につながるわけです。バス運行には制度的な枠組みや制約があり、財政的にも困難が伴う。しかし、町民の移動と自由の保障は自治体の責任でやらなければならない。そのためには「赤字は避けて通れない」では理由は通らない。そこには、しっかりとした工夫が生まれてこなければならない。

隠岐の島町が所管しているのは、今「観光課」、そこにも私は何べんもそのことは申し上げている。その職員の職務、それはしっかりと地方公務員法第30条で規定されている。「公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とあります。それにも関わらず旧態依然の運行を続けている。私は本当に理解に苦しみます。

隠岐の島町は都万地区に、自主運行バスを運行しております。バスの購入費等は初期投資をしなければならぬと思いますが、短期間で許可を取得でき、運行経費の大半は運転手、運行管理者の人件費で、工夫次第では地元採用でコストを落とせる。地域協議会の協議結果に基づく、これは避けては通れない協議会ではありますが、町長の一言で「こうやる。」と言えらる話なんです。「特段の事情がない限り許可は1週間以内に行く。」と私が調べたらそういうふうにご答弁しているわけです。バス運賃は、使用料として解釈される場合もありますが、それは工夫して、そういうふうなことで取り組んで行けば可能だと。

そこで、町長にお伺いいたします。

経費削減可能な都万方式（コミュニティバス）を採用し、路線延長で島内一円の運行について、どう考えているのか。

財政的に持続可能な、町民の移動の自由を、今後どう保障していくのか。

狭隘な場所、歩行困難者、医療・福祉に、デマンドとか福祉バスを運行するとか、そういうことはどう考えているのか。よろしくお伺いいたします。

番外（町長 松田和久）

分割質問2点目の、「バス運行に対する町長の決断について」のご質問でございました。

バスの運行につきましては、昨年9月、あるいは12月定例会でも関連するご質問がございましてご答弁させていただきましたが、議員ご指摘のとおり経費節減を図る上では、コミュニティバスへの変更をすることも、まさに必要ではないかと考えているところでございます。今しばらくお時間を頂きますように、よろしくお伺いいたしたいと思っております。

また、現行のバス運行は、幹線を廃止代替バスで、その枝の路線を町営バスとデマンドタクシーでの運行を基本といたしておりますので、医療、福祉の足の確保につきましても、こ

の町営バス及びデマンドタクシーで補完されていると認識しているところでございますのでご理解を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

3番（平田文夫）

町長も疲れるけど、私も疲れる。

何故、私がコミュニティを推奨するかというと、行政が自由にできる。そして、本土を渡ったら、何処ともコミュニティで運行しているわけです。

そのことを踏まえて、一番良い事は料金を安くできるということ、何処でも1乗車ワンコイン100円でやっているわけです。それくらいの行政サービスをして、利用者の自由を保障してやる。そこらを今後、町長、しっかり検討してください。

これは答弁はいりませんので、ちゃんとやってください。

次に、町長の描く真のリーダー像についてお伺いします。

まず、リーダーは体が健康でなければいけない、人の話に耳を傾ける、誠実で素直な性格を持ち、行政運営においては悪人の声は一切聞かず、これは差別用語ではありませんので、私が言う「悪人」は根拠のない既得権を求める者を私は「悪人」としているわけ、そういう人たちからの話は一切聞かず全て排除し、健全な人からの助言や諫言には素直に耳を貸し、改めるべきは素直に改め、知性と品性にあふれ発想が柔軟なアイディアマンであり、住民の生の声を真摯に聞く姿勢と、それをメモに書き留めておこうとする姿勢を持ち、組織の危機には適正な指導力を発揮し、部下である職員の意見に率直に耳を傾け、それを自らの過ちを改めるような指針に為し、政策は先見性と先進性に富み、何事もここぞというときに決断力を発揮し、それでいて自制心と見識をもち、財政情報は住民から厳しい批判を受ける前に、自らが自分たち執行機関に不利な負の指標の全貌も全面に公開し、行政と議会は二元代表制を基に、両者が抑制と均衡を保持しながら並び立つものだとの基本認識を忘れないで寄り添わず、議会の答弁ではうそ偽りは言わず、コンプライアンス（法令遵守）精神に富み、法律は勿論のこと、本町の条例・規則も厳格に守りながら真実をもって説明責任を果たし、改革精神に富み、純粹に「このまちが良くなってほしい。」と願って、“人の上に立ち、人を束ね、正しく向かうべき方向を指し示し、人を動かす”ことができるリーダーこそが、住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりにつながる。

今年は、隠岐の島町もリーダーを決める年であります。有能なリーダーが名乗りを上げやすい空気を醸成し、人為的にリーダーが現れやすくすることが望ましい。小さな町を救う方法はその方法しかないとは私は考えております。真のリーダーと言える有能な人材の出現が待

たれると思いますが、町長の描くリーダー像は、どういうふうなリーダーでございませうか、よろしくお願ひいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

ただ今の分割質問3点目の、「町長の描く真のリーダー像について」のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

ご案内のとおり、私に与えられました任期は、今10月を以って満了いたします。

議員各位をはじめ、町民の皆様方、また副町長、教育長、職員、大勢の皆様方に支えられ、評価の程は別といたしましても、ここまで何とか持ち応えられて来た・・・と、というのが私の偽らざる気持ちでございませう。

私自身、議員が求めておられますリーダーには程遠い人間でありますことは、自他共に認めるところであります。唯一、申し上げておきたいことは、このような厳しい時代に向き合う「まちづくり」は、ややもすれば経済効率優先型の施策に押し流されやすい、そういった傾向は否めないところであるかと思ひますが、私は合併以来、とりわけ各集落に目配りをしながら、いかにして均衡ある発展につなげていくかを、自らの課題に据え対応してまいってきたつもりであり、任期一杯を全力投球で望んでまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひをいたしまして、答弁ということにはならないかも知れませんが答弁に代えさせて頂きたいと思ひます。

3番（ 平 田 文 夫 ）

このことは、私もあまり深く入りたくないのですが、ただ選挙がある度に住民が嫌気をさしているわけですよ、町長のことではないですよ。「どうせ誰がなっても一緒だと。」とか、そういうようなことで住民は先を読んでいるわけです。ようするに、それが何故悪いのか。やはり住民意識を変えないといけない。それをを変えるには、この町に若者が少ないということ、そのことが大きな影響を及ぼしているわけです。だから、「まちづくり」においても、しっかりと若者の雇用の場を作るということが、この「まち」の将来に光明が射す、要するに目先ではないわけです。「まちづくり」は将来につながる「まちづくり」が求められると思ひます。

これは、町長のリーダー像と少し違うかも知れないですが、もう1点、町長のそういう考え方はどうということでお願ひします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再質問にお答えをいたしますが、この合併をいたしました時から人口が、昨日調べて見た

ところですが 15,000 人をちょっと上回っている程度でございます、2 月 29 日現在でございますが 15,536 人、もう 15,600 人を既に切っておりまして、合併以来 2,077 人の人口減とかたちでこういう状況になっているということで、今 7 年半近くになります、年平均にいたしますと 280 名弱が減少しているという状況であります。

まさに、今ご指摘のありましたように若者がいない、その若者が定住してもらいますためには「もっともっと、どうやって仕事づくりを進めていくべきか。」ということかと思えます。いろいろな対策を講じて、県と相談をしながらやってまいりましたが、なかなか現代向きの IT 関係の産業と言いましても、そうここでたくさん伸びる可能性というのは少ないということがあると思えます。

そういうことで、内在する資源をもっともっと活用した仕事づくりということを考えて行くべきだろうということで、実は新年度予算、また総括質疑もこれからございますが、そういう中で議論して頂きたいのですが、新たなそういった仕事づくりをしながら、若者が定住できるような「まちづくり」を進めてまいらるべきだということを申し上げて、私の答弁に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 番（ 平 田 文 夫 ）

これは再質問ではないですが、町長もしっかりと在任期を全うするというところでございますので、これはあくまでも後ろに住民がおりますので、住民の皆さんのためにしっかりと在任期を全うしてほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、平田文夫議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間の休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10 時 35 分 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10 時 45 分 ）

引き続き、一般質問を続けます。

次に、2 番：前田芳樹 議員

2 番（ 前 田 芳 樹 ）

それでは 2 点ほどお伺いしたいと思えます。

まず 1 点目、町管理 9 漁港の通常維持管理体制はどのようにしているのか、という点でございます。

平成 23 年度に総務省が行った調査結果では、全国の県市町村管理の漁港と港湾の 90 %近くが、通常の維持管理がなされずに設置後に言わば放置されている。自治体による管理がなされていないということですが、本町管理の 9 漁港についてはどのような維持管理体制を取っているのか。

確かに町の担当者が、自主的に漁港を巡回して器物の損壊箇所はないか、調査したり補修しているところを見たことがありません。また、漁業者に利便性の悪いところはないのかなど、聞き取り調査をしている姿を見たり聞いたりしたこともありません。器物損壊後に地区の要望が出て来るのを待っているのではなく、常に自主的に巡回調査をしながら維持管理して機能保全に努めるべきではないでしょうか。

行政全般にも共通性があるのです。言わば「御用聞き体制」が望ましいのですが、財政的に制約がある、これも困難なこととしまして、これからはそういう姿勢に立つべきだと総務省の調査結果は示唆しているように感じます。

島後の漁業の年間水揚高は 50 数億円、自家消費等を加えた経済効果は計り知れないものがあります。畜産・水稻・林業等とは比較にならないほどのものがあります。この最大の基幹産業も生産基盤が劣化しては将来が危ういと感じます。

最近できた漁港は、新基準でやるのか非常によくできておりますが、築数十年の古い漁港施設は、とかく利用勝手が悪くなり施設の劣化が目につくようになって来ました。島後一円の施設整備が一巡したので、これからは部分改修も含めて漁港・港湾の機能を高めていく必要があると感じます。

例えば、燃油供給施設もない漁港もありまして、これでは生産性の向上は見込めません。島根県一の漁獲高を誇り、好漁場に囲まれている島後の漁業ですが、島一円に点在する漁港が、最低限必要な施設を備えて平均的に整備されなければ、島全域の漁業の将来は展望できないと思います。他産業に比較して漁業にはまだまだ生産性拡大の可能性はあると推定できます。しかし、島の沿岸漁業は衰退の一途をたどっております。漁港・港湾・施設整備に更に取り組む必要があるようでございます。

折しも、平成 24 年度から平成 29 年度にかけて、この 9 漁港の機能保全計画策定を実施する予定だそうでございますが、今年度 2 漁港が測量調査設計となっておりますが、実施完了までにはまだ更に時間を要することになります。漁業就労者の年齢状況を見渡してみれば時間的余裕はないと思います。従って早急にやるべきことであると思います。

何れにしても、日常の維持管理体制がおろそかにされてきたことは否めないのではないで

しょうか。これまでの体制はどうであったのか。そしてまた、今後はどのような姿勢で取り組んで行かれるのか、町長に伺います。

番外（ 町長 松田和久 ）

分割質問のまず1点目、「町管理の9漁港の通常管理体制はどのようにしているのか。」というご質問にお答えをいたしたいと思います。

議員仰せのとおり、町の担当者によります定期巡回では、施設の状況調査や漁業者と懇談する機会は少ないかと思われます。維持管理体制を向上するには、やはり漁業者の皆さん方との連携が重要であると考えているところであります。

現在、漁港・漁場の監視、管理につきましては、「離島漁業再生支援交付金事業」におきまして、各漁業集落との委託契約の中で実施しているところですが、十分に機能しているとは言えず、また、その業務が徹底されているとはいえない状況にあるかと思えます。

島根県が管理をしております漁港につきましては、「漁港管理員設置要領」によりまして漁港管理員を委嘱をいたしまして、管理員が当該漁港区域内を随時巡視をし、漁港の維持管理及び漁港施設の利用に関する実情の調査に当たる他、漁港施設の管理に関しまして当該漁港を管理する支庁長又は水産事務所長にこれを報告をし、その指示に基づいて法令違反その他、必要と認める事項につきましては啓蒙活動にあたっていると伺っております。

今後、本町におきましても、漁港の維持管理を円滑にしていまいりますため、県の「漁港管理員設置要領」を参考にいたしながら、「漁港管理員設置要領」の作成と漁港管理員の委嘱を検討をさせて頂きたいと思えます。

これからも漁業集落、漁業者の方々と連携しながら、漁港管理に努めていくことが肝要であるとこのように考えておりますので、ご理解頂きますようお願いをいたしたいと思えます。

2番（ 前田芳樹 ）

ちょっと簡潔にお伺いしますが、漁港管理員に委嘱して管理体制を構築して行くんだとおっしゃいますが、現状職員で維持管理体制を構築することは難しいということですか、どうでしょうか。

番外（ 町長 松田和久 ）

管理員設置ではなく、担当職員がきちっと管理体制をすることができないか、ということかと思えますが、今「行財政改革」で是非論は別として審議会の方でも、更に今よりも職員定数を減らしていくという方向にあります。そういう中では、なかなか少ない職員で全てを

網羅してということが難しいということで、県を見習いながらあるべき方向を出して行くべきではないかと、決して管理が行き届いているという思いはありませんが、方法としてはそういう方法で考えて行くべきではないかということでございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

2番(前田 芳樹)

その点についてなんですが、現状の状況からはまあ理解出来ると思うのですが、ただ、いかなる管理体制を構築しても受け身の管理体制では駄目ですから、各地区から、漁業者から「こうしてくれ。」という要望が出るまで待っているようなことでは駄目なのです。委嘱した方が発生するとすれば、巡回をして、そして事前に状況把握というのはしなくてははいけないと思います。そういう姿勢の維持管理体制を構築すべきだと思います。その点、どうでしょうか。

番外(町長 松田 和久)

前田議員の再々質問にお答えをいたします。

言っておられることはよく分かりますが、我々は上から目線でものを考えるということではありませんが、そのために漁業協同組合もあるわけですから、もう少し漁業協同組合として「ここはこうありたい。」今おっしゃるように燃油の供給施設もない漁港もある、確かにそうだと思います。

海士町は入っておりませんが、今、県下一円合併をいたしておりますが、もう少し漁業協同組合として、隠岐の各漁港はこうあるべきではというご提言を頂くとか、そういうこともほとんどありません。もう少し町と一体となって、漁業協同組合辺りが機能を発揮するようにしてもらって、そしてその少ない職員と一緒に議論を深めていくような体制を、是非作って行くべきだと私は思います。

前田議員もおそらく役員のひとりではないかと思しますので、その辺りはもう少ししっかり議論して頂いて、そして一緒に私はやるべきだと、このように考えております。

1 港だけの話で済むならいいですが、そうではないもんですから、全島を網羅していく必要があるわけですから、そういったことをしっかり、これを契機にして検討してお互いにまいいりしたいと思います。よろしくお願いします。

2番(前田 芳樹)

今の話については、おっしゃる点も分かりますが、ただやはり行政サイドとしては受け身の姿勢に変わりないと感じます。と言うのは、漁協から「こうしてほしい。」という提案が

なければ・・・。

この点は、質問回数に制限がありますので、次の質問にまいります。

「サンフランシスコ講和条約締結 60 周年記念植樹をしてはどうか。」という点についてお伺いします。

戦後の日本が、連合国 48 か国に独立国として認定されたこの条約の締結を記念して、昭和 27 年に旧五箇村では村が主催して、五箇中学校の生徒たちの手による記念植樹が行われています。

奇しくもその植樹をした場所は、元村有林で昨年牧野開発のために大規模伐採された笠松牧野の中にあつたことが判明しています。幸いにも記念樹の一部は残っていました。牧野になった全域が上水道の水源涵養林でございましたが、水源河川沿いに立木を残すようにしていたものが、まさに記念樹の一部だったのです。

現地調査をしたところ、植樹した当時の図面と一致しました。図面通りの場所に植えたはずの杉と黒松が 60 年生となって立派に立っております。

当時に汗を流した 73 歳から 75 歳の人たちに聞きますと、全校生徒が何本かずつ、苗木を背負って急な山道をやっと登って植林したといひます。何故、中学生たちを動員して高い山の頂上付近まで登って植えなければならなかったのかと思ひますが、戦後の復興期にあつて惨めな世相であつたらうと思ひますが、一転して希望を見て、そして次の世代に希望を託すためであつたとも聞ききました。そこに村有林があつたからでもあります、海を眺められることも必要条件であつたようです。

五箇村は、竹島の再帰属運動を当時展開して、マッカーサーラインで行くことができなかった竹島に、この講和条約締結でまた出漁できるようになることが村議会では大きな喜びの一つであつたようでございます。そのために高い場所で、竹島の方角の向きに植樹しています。

「サンフランシスコ講和条約」は、昭和 26 年 9 月 8 日調印で、昭和 27 年 4 月 28 日発効でございますが、悲しいかな発効 3 か月前の、昭和 27 年 1 月 18 日に韓国の李承晩大統領の「海洋主権宣言」では、竹島は韓国に囲い込まれております。

講和条約に、竹島を韓国領として書き込むよう韓国は求めておりますが、連合国は、昭和 26 年 8 月 10 日のラスク書簡において、竹島が韓国領として扱われたことは過去にはなく日本領だと返答して、大統領は要望が通らないので全く国際法的根拠のない「海洋主権宣言」なるもので武力占拠に及んだことは周知の事実でございます。

何れにしても、当時の記念植樹は日本の再独立と竹島の再帰属の2つの喜びがあったよう
でございます。知らずにせよ、大事な記念樹の一部を伐採したことの償いのためといいまし
ょうか、費用はわずかなものでございますので、当時に汗を流した73歳から75歳の方々と
現在の五箇中学校の生徒が一同に会して、前の記念樹の付近に「60周年記念植樹」をするの
も一考に値いするだけのことはあろうかと思いますが、町主催で実施する考えは持てないの
でしょうか。町長にお伺いします。

番外（町長 松田和久）

分割質問の2点目、「サンフランシスコ講和条約60周年記念植樹」をしたらどうか、とい
うご質問でございましたがお答えをいたしたいと思います。

まず、笠松牧野の整備のために地区説明会も何回か開催させて頂いたところでございま
すが、この記念植樹の話は当時担当課によりますと、ほとんど聞かれなかったということでご
ざいます。

また、伐採をされた木につきましては、これはたまたま良かったことだと思います。五箇
小学校の耐震改修工事の材料に実は使われたと、ある意味では有効に先人が植えたものが活
用されたということかと思えます。

議員仰せの「サンフランシスコ講和条約締結60周年」を記念いたしまして植樹をしたら
どうかとのことでありますが、今のところ町といたしまして植樹をする考えはございません。

「竹島返還要求の運動」につきましては、今までとは違った新たな視点からいろいろな方
法を検討する必要があると考えておりますので、何卒ご理解を賜りたいと思います。よろし
くお願いいたします。

2番（前田芳樹）

少しお伺いします。「地域説明会」が事前に行われたとおっしゃいましたが下流地域には
なくて、当時私は一般質問して、「地域説明会」もないのに水源涵養林の立木を大規模伐採
することはどういうことだと言うことを申し上げたことがあります。今の答弁とは少し事実
が違っていると感じます。

町でしないとおっしゃいますので、これを民間有志達で行うことになるかも知れませんね。
そうしたら町は、少なくとも間接的な支援をしてはどうかと思いますが、どうでしょうか。

番外（町長 松田和久）

先ほどの前田議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、逆にちょっとお伺いした
いぐらいの気持ちですが、「サンフランシスコ講和条約」締結これはご案内のように、昭和

26年9月8日でございました。調印をして翌年の4月に発効するということでございましたが、その前突如として李承晩大統領が1月18日に「海洋主権宣言」をしたということです。

その「海洋主権宣言」のきっかけになったのが、私は「サンフランシスコ講和条約」ではないかと思うのですが、その「60周年記念」というのと「竹島返還」というのは、ご主張がどちらにあるのかというのをちょっと・・・。

私は今問題になっております「竹島問題」を、きちっと国に対応していくべきだというようにお願いを、これまででもしておりましたし、今後もそれを続けて行きたい。

ただ、講和条約の60周年を記念して植樹というのが、町として今議論はしておりませんので、そのことを申し上げたいと思います。

2番（前田芳樹）

要点が2つあるのでどちらかということですが、これは関係者からの話を聞いた限りでは「竹島の返還運動」を当時五箇地区は村主導でやったそうなんです。従って、当時記念植樹をした図面等が出てきて、関係者の話としては「竹島返還要求運動」の一環としてやったという話は聞いているんです。私は、先ほど竹島の話をして関連付けて申し上げているわけですので、その記念樹が幸いにも1部残っているから、それを近くで再度、当時植樹した方がまだおられますので、その人たちの心情をくみ上げて、そしてまた、この条約締結から60周年が平成24年度にあるということだから時期的に「60周年記念」として、過去やったことと同様に、更に前植樹した人と現在の中学生と一緒に植樹をする事業をしたらどうかという話が持ち上がっておりますので、それでお伺いしたところでありますので、町もそんなに費用がかかることないですから、やはり地域住民達の気持ち、要望、そういう点で捉えてはどうかと思いますので、どうでしょうか。

番外（町長松田和久）

それでは、再々質問にお答えをいたします。

おっしゃっている趣旨はよく分かりました。ただ、あそこを牧野改良をさせてもらっておりますので、「土地が空いているからどうぞ。」ということも事業の関係から言うとはできません。

ただ、まだ残っているとすれば、周辺で植栽する場所があるとすれば、前向きに検討させていただきますのでよろしくお願いたします。

議長（池田信博）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

次に、9番：高宮陽一 議員

9番（高宮陽一）

通告をしております2点について一般質問したいと思いますが、質問の前に町長にお願いをしておきたいと思います。

12月定例議会での私の一般質問において、「今後はこういった恥ずかしい答弁を私にさせないように。」と言ったことは覚えていると思います。そういったことで、答弁にあたりましては真摯な答弁をお願いしたいというように思います。

まず、「町長所信表明」並びに「町政運営の基本方針」について、町長の所見を伺いたいと思います。

平成16年10月の町村合併から7年半が経過をしようとしておりますが、合併以来松田町長は、「島をリードする隠岐びとが育つまち」、「観光を基軸に交流・産業を創出するまち」、「みんなで支える福祉のまち」を目指して町政を進めてこられました。私は松田町政は常に「観光を基軸に交流・産業を創出するまちづくり」を中心に取り組んでこられたとこのように思っております。

しかしながら、「所信表明」でも触れられておりますように、観光客の入り込数は依然として低迷している状況に変化はなく、増加する傾向は見られないとのこと事実でございます。そういう意味からすれば、取り組みの成果が実を結んでないとこのように思っても仕方ないと思います。

一方では、持続可能な町政運営を確立するために「天の声」として、取り組んでこられた「行財政改革」を押し進めた結果、町の財政状況は好転の兆しをみせているものの、先ほど町長も言われましたが、人口は17,613名から私の調査の時点がちょっと前ですので15,561名、この段階で実に2,052名の人口が減ってきているのも現実でございます。

このまま推移すれば、4年先には旧西郷町の人口程度しか見込まれない。表現が適切ではないかも知れませんが、この島の中から五箇村・都万村がなくなったといっても過言ではないような状況になるのではないかと、このように危惧しているところでございます。

今定例会の冒頭での「所信表明」では、平成24年度の町政運営につきましては、観光振興対策、離島交通と交通網の整備等々10項目にわたりまして、町民生活に欠くことのできない多くの重要課題に取り組むとのことですが、その中から観光振興対策と定住促進について、町長の所見を伺いたいと思います。

観光振興対策でございますが、観光宣伝事業や観光客の受け入れ整備事業、利便性を向上させる事業等に取り組むこととしております。どれも欠くことのできない事業であることは

理解しているつもりでございます。しかしながら、作った観光は長続きしないと昔からよく言われたことでもありますし、「商品開発、商品開発」と言うよりも、現在ある豊かな自然や島の生活が何よりの商品だと私は思っています。

そこで、1つの提案であります。まずは、目の前の現実を注視することが必要ではないかとこのように思います。それは、境港市であります。境港市には昨年まで約350万人をも超える観光客が来ておられます。その僅か1割の35万人の方々が是非とも隠岐に来てもらう、そういった形で境港の方に一生懸命働きかけをする、そういう取り組みをしていると思いますが、私はそれはやはり町が主体となってやって行くべきではないかと考えます。

更に、「所信表明」でもありましたように、割高感が拭えない日本一高いと言われおります隠岐汽船の運賃、料金体系の改革や支援等の課題もあると思います。

最近、円高の影響等で激安の航空運賃が出現するなど、国内旅行よりも海外旅行のほうが格安で行けるというような商品もあり、厳しい現状はあろうかと思いますが、これらの課題を克服しない限り観光客の入り込み数の増加はあり得ないと私は考えます。

そこで、行政がリーダーシップを取って、観光協会や関係団体とプロジェクトチームを結成するなど、本気で積極的な取り組みを展開することが必要と思いますが、町長の所見をお伺いします。

次に、定住促進についてであります。これも何度も申し上げますように、当町の人口が激減しておりまして、島の将来が危惧されるところでございます。

定住、あるいは雇用対策の主要事業では、「バイオマス事業」や「隠岐の島ものづくり学校」の活用、ブランド開発による加工場の建設などに取り組み、後継者の育成や雇用促進を図るとのことですが、これらの事業を実施することで将来どの程度の雇用が確保できると考えておられるでしょうか。

2年前から取り組んできた「木質バイオマス事業」では、間伐材等の未利用資源を活用した木質チップ材の事業化を進め、木質チップ材の受け入れ施設として小型バイオマス発電所の事業化を検討するとのことでしたが、しかしながら依然としてその姿を見ることもできておりません。これが将来どうなるのか心配しております。

更には、60名の雇用が見込まれるとのことスタートした「CTU事業」も雇用は10名足らずということも聞いております。また、今年から開校いたします「隠岐の島ものづくり学校」もどれだけのテナントを見込んでいるのか、本当にこれが定住あるいは雇用対策につながるのか危惧しているのは私だけではないと思います。

補助金事業やパフォーマンスだけでは、島の繁栄は望めません。

町長は、所信表明で「私にとりまして2期8年目を迎える節目の年度」と申されました。また、3年前の町長選挙では、「4年間、私に、松田に任せてほしい。」と、そして、「次のリーダーにバトンタッチしたい。」と、このように街頭から訴えておられましたが、この8年間の集大成として、これらの定住対策事業を展開することで、どれだけの定住、雇用を見込んでおられるのかお伺いしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

ただ今の、高宮議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「観光振興対策」でございますが、議員仰せのとおり対岸の境港市は「水木しげるロード」、大変有名になってまいりましたが、2010年には370万人を超える入り込み客がございました。その大半は実は調べて見ますと、日帰り旅行でありますとか、松江、出雲地区への観光客が立ち寄り通過型の観光地となっているということでございます。

境港を訪れました方に、隠岐島へも是非来島して頂きたい、そういったことから隠岐青年会議所が立ち上がりまして、関係者の皆様のご協力を得ながら「水木しげるロード延長プロジェクト事業」ということでこれを実施をし、島内の各港の岸壁でありますとか、あるいは「フェリーしらしま」に、巨大絵画及び妖怪ブロンズ像の設置等を行なったところでございます。西郷港にも新しい港には、それが設置されたところでございますが、それが思うような誘客につながっていないというのが、ご指摘のとおり現状でございます。

平成22年度と平成23年度におきまして、松江・境港・隠岐観光振興協議会が設立をさせて頂きまして、その中で旅行業者等を対象といたしまして、3つの圏域を結ぶ広域観光商品の造成へ結びつけてまいりますために、モニターツアーを実施をいたしまして、新年度には個人向け商品が出来上がる予定となっているところでございます。今後、この商品を活用してまいりますとともに、関係団体との連携を更に強化をいたし、一人でも多くの誘客に努めてまいりたいとこのように考えているところであります。

隠岐航路の料金体系につきましても、引き続き「全国離島振興協議会」や「離島自治体」と協力いたしながら、料金体系の改革・支援策等につきまして、国に積極的に働きかけてまいります。今後も引き続き、訴えていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、定住促進について、現在取り組んでいる定住対策事業で実際どれだけの定住、雇用につながっているのか、見込んでいるのか、というご質問ですが、少し事業ごとに説明をさ

せて頂きたいと思います。

まず、バイオマス関係事業ですが、昨年の6月に本土企業これは旭有機材他5社でございましたが、地元の森林組合、ウッドヒル等の企業を構成員とした「緑のコンビナート推進協議会」を設置させて頂きまして、その中で各企業がこの隠岐の海・山に埋もれておりますバイオマス資源を活用いたしました新たな取り組みを展開して今いるところであります。未利用資源の木質チップ材を活用した取り組みにつきましては、リグノフェノールを始めといたしまして、それぞれの事業で活用してまいることといたしております、小型バイオマス発電もその一つでございます。現在、新年度中に成立予定の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」、電力会社の高価格での買取義務等をにらみながら、ウッドヒルの蒸気ボイラーを利用した発電を森林整備加速化・林業再生事業で今検討しているところでございます。

また、新たな取り組みといたしまして、新年度から木質ペレットの事業化の検討を行なうことといたしております、こういったことが雇用を拡大して行くことにつながるだろうと。先ほど申し上げましたように、いかにして地元にある有資源をうまく活用して仕事につなげて行くかということが、これからは大切ではないかと考えているところでございます。前にも議会でご説明を申し上げましたが、昨年の9月の台風12号災害、紀伊半島ではああいうことになりましたが、隠岐も「対岸の火事」ですまされないことがあるわけでありまして。そういった関係から、もっともっと木質資源を活用する仕事づくりを考えていくべきではないかということで、私は今検討をさせて頂いているところでございます。

本年の春に開校を予定しております「隠岐の島ものづくり学校」につきましては、株式会社世田谷ものづくり学校が運営を予定をいたしております、既にホームページ等で入居者や職員の募集を行なっているところでございます。

この「ものづくり学校」のテナントは長期利用エリアが15室ございますが、新年度中に7室が入居の見込みとなっております。また、短期利用のエリアにつきましては7室ございますが、都市部の企業研修の場といたしまして利用をしてもらうように今検討をさせているところでございます。

加工場建設についてでございますが、新年度に「隠岐産品ブランド開発・販路拡大検討委員会」これはまだこれからで仮称でございますが、こういった委員会を立ち上げ、建設に向けての調査・研究を予定いたしております、若い人の雇用対策になっていくのではと期待を寄せているところでございます。

議員ご質問のこれら事業の定住、雇用でございますが、今後の目標数値といたしまして、

山林の雇用やUI ターンを含めまして約 30 人程度の定住、雇用につながればと期待をしているところでございます。

新たな事業を取り組む上で、なるべく有利な財源を確保してまいりますために、各省庁に対しまして事業提案を行ない、島外の企業にも協力してもらっておりますが、まだ、どの事業も実証段階の取り組みが多く、定着した雇用には実はつながっておりません。しかし、島の地域資源を活かしたこれらの取り組みを何とか将来につなげてまいりまして、若い人の雇用に行きたいと、そうあるべきだと、このように考えて今調査研究を進めておりますので是非ご理解を賜りたいと思います。

9 番（ 高 宮 陽 一 ）

大変丁寧で詳しい答弁を頂きましてありがとうございます。と、言いたいところですが、私はどういった事業をしたのかという説明を求めています。貴方の集大成として、将来どうなのかという一言があればよかったです、そこら辺り私の質問の主旨を理解してほしかったと思います。

今の答弁を聞いて、やはりこれが「他人任せ」だというふうに私は思います。と、言いますのも先ほどの青年会議所、一生懸命やったかも知れませんが、例えば「水木しげるロード」にしても私が一番心配しているのが、原田の山下商店のところにブロンズ像がありますが、山下商店の敷地内にあるのか、きちんとしたロードの内に見込まれているのか分かりにくい。車で走っていたらほとんど分からない。こういうような状況がありますので、本当に延長プロジェクトが功を奏しているのかははっきり言って分からないのではないかという気もせんでもございません。

私は、結局は町としてどうするかということだと、「観光振興協議会」の話も出てきておりますが、研究発表会になったらいけません、私ども教育民生常任委員会で平成 19 年に京都府の南丹市、旧美山町です。これを「日本一のむらづくり」ということでありましたので視察をさせて頂きました。そこが行政に依存しない住民主体の持続可能な地域社会を形成するにはどうするかということで取り組んでおられまして、いろいろ説明を聞きますといろいろな型で取り組んでおります。ただ結果として、これは少し古いですが昭和 50 年頃には観光客が 10 万人位だったそうです。それが平成 15 年には 71 万人に増えたと、どうしてそうなったかといいますと役場職員が京都市、あるいは大阪に出かけ、ポスターをお願いしたり、チラシ配布やパンフレットをお願いしたりと一生懸命集客に努力をしたということです。

いろんな取り組みがあるかも知れませんが、やはり営業に出かけていくことが私は一番大

事ではないかと。この島にはいっぱいありますので、隠岐汽船の問題もあるかも知れませんが、やはり営業に出かける。そういう意味では町が中心になってやらないと。

青年会議所も頑張るかも知れませんが、また、観光協会も頑張るかも知れませんが、そうではなしに本当に観光で生きるということになれば、やはり町が中心にならないといけないというふうに思います。

そこらのところも踏まえて、少し意気込みをお聞かせ頂きたいと思います。あまり説明をダラダラといたしますと、私にとっては言い訳のようにしか聞こえませんが端的に町長の想いをお聞かせ頂きたいと思います。

番外（ 町長 松田和久 ）

高宮議員の再質問にお答えをいたします。

これも、もう何回も申し上げているかと思いますが、私は例えば IT 関係の事業につきましても、やはりこういう時代だということで、いろんな選択肢がないことには若い人も定住が難しいということもありまして、IT 関係の企業に対しても支援をしていくような制度も作ったのですが、なかなかそれが次から次へと発展するような形も難しい。

やはり、この島はある意味で、農林水産業が未来永劫、基幹産業ではないかと思っております。そういった地域資源、海、山、畑をもっともっとうまく活用するような形での起業化を目指していくのが私は一番ではないかと考えておりまして、そういう方向で今検討をさせているつもりでございます。

また町職員が、もっともっと前へ出るべきではないかと言うことですが、これも昨年、一昨年くらいから合併してもう5年以上経つ、役場の中ではなく役場から出て、玄関口に出ても旗を振るような観光課であっていいじゃないかと提案をして検討してもらっております。

これも近い将来には、そういう形で全面に出て、今議員ご指摘のような形につなげられるように体制も作って行くべきだと思っておりますが、実は隠岐の観光で一番大きな問題になるのが、私は、高い、いわゆる航路料金ではないかと思っております。全国1位は別として非常に高いということから、たまたま昨年、一昨年、「交通基本法」という法律が3月8日に通過いたしまして閣議決定されて、昨年の春の通常国会に一旦出されましたが震災の関係で、ほとんど議論がされずに蓋された形になっております。

その時に、会議の中で度々「交通基本法、交通基本法、もう少しまってくれ。」という言い方をされるものですから、ある時に私が「交通基本法の基本理念は何ですか。」と言いましたら、「全国どこに住んでいても同じ条件で移動できる環境を整備する法律」だと、言うこと

で書き留めて帰りました。

そこで直ぐに、隠岐航路を補間する距離の駅は、松江からどこまでだということを調査させましたら「仁摩駅」だと、あそこから 77 キロメートル、料金を調べたら倍以上違うのです。

隠岐は特に高いというなら、全国の標準運航費をだして 10 キロ当たり、それに計算すれば隠岐の場合に標準運航費は例えば高速の場合に 5,200 円ですよということになれば、5,200 円と仁摩まで行く 2,350 円の差額分を国がみてくださいと、そこから上は県と町村で負担すべきだということを県議会にも知事にもお願いをいたしまして、今そのことを全国で協議しているような状況でございます。そういったことをやれば、少しは隠岐もよくなるかも知れませんが、ただ、今おっしゃるように隠岐の環境とか、隠岐の生活、文化、そういったものをもっともっと掘り起こしながら、それを観光につなげていく努力も並行してやらなくてはまずいですが、料金体系が異常に高くて、来た人は「良いところですけども、帰る時には、ちょっと高いですね。」とこうなんです。ですから、ひとつこの運賃をもっともっと安くするような方策を打ち立てることで解決できるのではと、このように考えておりますので、今後も引き続き担当している間、一生懸命頑張ったいと、このように考えておりますのでよろしくお願いたします。

9 番 (高 宮 陽 一)

そういう意味では、ある程度私も認識は一つかなと感じておりますので、是非頑張ったいと思います。

大変申し訳ないですが、再質問で一つ聞きたいことがありましたので、再々質問には適さないかも知れませんがよろしくお願しいたいと思います。

答弁の中で「なるべき有利な財源を確保するということで云々・・・。」とありましたが、確かに有利な財源となると「ひも付き事業」になるかと思ひます。

私は、今回も大変多くの定住対策、雇用対策とか新事業がありますが、場合によっては学者先生方が自分の研究のために、国の補助制度でありますとか、そういうのを利用しながらやる。それをどこかでやればあとはおしまい・・・こういうことを、私はすごく危惧するわけですが、そういった有利な財源を求めることもわかりますが、それよりも少し一般財源がかかるかも知れないが、このことを今、島にとってやらなければいけないということも私は大事ではないかと思ひますので、「補助金、補助金」と言わずに、その辺りをもう少し自由といひますか、財政は厳しいかも知れませんが、そういったこともひっくるめて財源確保も考えたいと思ひますが、そこら辺りの考え方について少しお聞かせください。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

再々質問にお答えをいたしたいと思います。

昨年の災害等をみながら、それも反省をしながらどうやって内在する資源を活用して、仕事づくりにつなげていくかということでは、各企業にお願いを今しても企業もそれだけの力を有しておりません。

そこで、行政が中心になって、そういうようなものを起こして行くということが大事だということで、今検討をさせてもらっておりますが、おっしゃいますようにまだ財政が健全化してないものですから、どうしても有利な補助金、財源にこだわりがちです。

しかし、やろうとしていることが中途半端になってしまうと、これが全然いいようにつながってこないことだってあり得るということで、所管課長には例えば、「緑のコンビナート事業」なども構想を作っておりますので、それに合致するためには多少財源はかかっても、それはきちっと説明ができるものであるべきだと。つまり、そういった補助金だけでなく有利な起債事業もあるわけですのでそういったものを活用して、この際、禍根を残さないような形のものを私は考えて行くべきではないかという提案を、所管課長にはしておりますので少し時間を頂きたい。

まさに、あまり補助金等にこだわって縛られるような形は、如何なものかというように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

9番（ 高 宮 陽 一 ）

「孫抱き交付金」を止めれば財源はあると思います。

次に、2点目の質問をしたいと思います。

一般質問に対する町長答弁のその後ということで、お伺いしたいと思います。

12月議会での私の一般質問の答弁で、「まだ検証はしていない。今後、課長会で1つの課題として検証・評価をします。検証した結果、評価、課題の対応についての質問については、後日回答させていただきます。」とのことでございました。

急ぐわけではないですが、その後どのように検討されているのか、また、いつまでに検証・評価を終える考えなのか、12月議会での答弁を踏まえて答弁を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

分割質問2点目の、「町村合併の検証とその後の対応について」のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、合併の検証につきましては、平成 22 年度末における「新町建設計画の実施状況調査結果」を所管課から報告を受けておりまして、それをまとめた報告書が去る 3 月 1 日の課長会で報告されております。

その報告書を今定例会初日にお配りをいたしました、これ 19 日の議会最終日になるかと思いますが、全員協議会で担当課から説明をさせようと思っているところでございます。

それから、議員ご指摘の「合併後に地域が疲弊している、活力がない。」ということなどにつきましては、12 月議会後に 19 日の庁議におきまして意見を調整をし伺いましたが、合併によって地域がどうなったという検証は非常に難しい、対照するものがないという意見が大半でございました。つまり、合併しなかったらどうだったということは、ここでは判断しにくいものがあるということでした。

高宮議員が一番気にしているというか伺いたいのは、こんな「新町建設計画実施状況調査」が何パーセント出来たということではないんだ、ということは百も承知でございますが、一応今までの会議では、その分の検証もいたしておりますので、それはそれとしてまた受け止めて、全員協議会でまた説明をいたしますが、そういうことでございますのでよろしくお願いいたします。

議員仰せのように、現在の地域の課題を把握するということが大切なことであるので、今取り組みつつあります、実は「地域交付金制度」を作ったのですが、作ったわりには「その交付金要りません。」という地区が出るのです。それは役場の職員もいないし、「計画書」を出せと言われてもどうすればいいかわからない、そういうような地域ではなかったかと思ひまして、そこで各地域から役場の職員が毎日通っております。そういった職員をうまく活用してといいますか協力をしてもらって「地域担当職員制度」というものを作って活用し、地域の方々から今お困りになっていることや、あるいはその地域の問題点、課題等を直接お伺いをして、その解決に向けて取り組んでまいらるべきではないか考えて、改善を更に図って行きたいということを考えておりますことを申し添えて答弁に代えさせていただきます。

9 番（ 高 宮 陽 一 ）

合併検証については、私は町長と認識は一つだったというふうに思っております。

先ほども町長いいますように、別に建設計画、こういう仕事をしたとか、こういったことは、私は全然考えておりません。

残念ながら、この答弁の中に庁議で合併によって地域がどうなったか難しいとか、そういった判断がつかないと、それでは何を目的に役場は仕事をしているのですかと言いたくなる

のです。

先ほども言うように、「補助金が要らない。」それを作る書類を作るのがなかなかできないということは、高齢化してきているという、はっきりとしたそういう問題があるではないですか。では、これをどうするかということもあると思います。

それから、いろいろ言えば、例えば葬儀の時の楽隊の人、笛を吹く人が段々と少なくなってきて後継者も困っているとか、また祭事をする時にも若い者がいない等、いろいろあるわけです。

先般も私のところへ電話がありまして、「自分のところに松くい虫の木があるが、切ってくれる人がいない、どうにかならないか。」と、私は役場のルールを一応説明して、「自分で費用は負担したい。誰か切ってくれる人を紹介してもらえないか。」ということ、都万支所の方へ電話して、相談に乗ってくれということで話をしたら、「4月にやってもらうことになった。」と大変喜んでおられました。そういったことがあるわけです。そういったことを、どうやって今後の仕事につなげていくかということではないかと思います。

先般も予算の説明がございました。五箇の農村改善センターが、「幸の島協議会」が補助金がなくなるということで、これの管理を撤退するということがございました。撤退するのもしいかも知れませんが、そのことによってせっかく育った団体がなくなっていくようなことになると、五箇地域の今までそれに参加して来た人がなくなっていくのではと心配するわけです。

直営でやるのもいいですが、それは逆にいうなら団体の支援をするために町がお金を回す、ようやく定着してきた「幸の市」とか、これもけっこう売り上げがあるようでございますから、そういったことをやれば地域の活性化につながるのではないかというような気もしておりますので、私は本当に事前に通告しておりますが、判断がつかないということが大変残念でなりません。そういったこともひっくるめて町長の方から今一度答弁を頂きたいと思います。

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

高宮議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

前の方のご質問にも、お話し申し上げましたように、もう人口が2,000人以上減ってきている、そして高齢化比率も33.5%を超えました。平均年齢は51歳を超えております。そのような厳しい社会状況のなかで議員さんのところにもよく電話があると思いますが、我々のところにも高齢者の方々からの電話は引っぱりなしになってまいりました。

そういう中で、今まで全くなかったような要望が実は出てきております。そのことは、「課長会」でも紹介しながら、そういう時代なんだと。そこで、これまでの役場の常識で直ぐに「それは駄目です。」と言ってしまうと、その人はいったいどこに相談へ行くんだと。

そこで課長も、職員も税を管理する役場としては「それは無理だなあ。」と思っても、場合によってはこちら側から難しいことでも、こちら側から考えていけば道が出てくることも、可能なこともあるはずだと、そこで、そういったものを持ち寄って皆で相談して少しでも地域の方々の要請に応えられるような役場であってほしいということを、かねがね申し上げているところであります。

そういう中で今、「地域交付金制度」を作って地域担当職員を設置しながら、地域と役場とに太いパイプを作って、そしていろいろな意見が役場に吸い上げられる。そういうようなことをしながら、私は全集落がある程度、均衡ある発展につながっていけるように、そういうことを中心に考えながらやってきたつもりですし、更にそれを充実させて行きたいというのが、私のいつわざる思いであることを申し上げ答弁に代えさせていただきます。

議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 11時52分 ）

それでは、本会議を再開いたします。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

一般質問を続けます。

最後に、4番：齋藤幸廣 議員

4番（齋藤幸廣）

隠岐の島町の財政状況について、一般質問いたします。

先日、臨時議会の後の全員協議会で、企画財政課長が「中期財政計画総括表」を提示しながら、10年後までの隠岐の島町の財政状況のあらましを説明されました。

昨年職員組合には、21年度の決算を基に地方交付税に限って、どのくらい減額していくかの説明があったと聞いておりました。そして議会にいつ示され、説明されるのか期待をしておりました。

その内容は、平成27年度からの5年間で普通交付税の一本算定化によって、それだけではないと思いますが、人口減とかいろんな要素が絡んで18億円近くの交付税が減少するである

うという厳しい状況の説明となりました。この表では、基金の繰り入れによって何とか対応できそうですが、その先のことを考えると、あるいは前もって人件費、物件費などの抑制をどうしても考えていかなければならないというふうに思われました。

しかし一方で、実質公債費比率は減少傾向にあり、平成 32 年度には 11.5%と数字的にはなっております。これは非常に長いスパンでの考え方ですので、この数字がそのままというわけではないそうですが、実質公債費比率は下がって行くだらうということでした。

そこで平成 24 年度の予算では、町債は 12.4%増の 23 億 7,300 万円となり、投資的経費として支出されるのが 11.6%増の 18 億 7,100 万円ということになっておりました。

そこで質問ですが、「中期財政計画総括表」の内容を町民に平易な言葉で説明をし、大体の状況を理解して頂くことが大切だと思っております、どのような方法で考えておられるのか、町民に分かってもらえるために、どう分かりやすく説明されるおつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

それと、介護保険料の増額、平均で 2,000 円弱になるそうですが、また後期高齢者の保険料も増額されることになっているそうでございます。そして町の国民健康保険税についても平成 25 年からの増額がやむを得ないではないかと今検討されているところでございます。

こういう状況の中で、町民の負担感が高まり消費意欲の減退を招き、町の経済はますます冷え込んでくると思われますが、そこでなお一層の経済活性化対策が必要となってくるのではないかと考えております。

町長はいかにお考えでしょうか。

番外（町長 松田和久）

それでは、ただ今の齋藤議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1 点目ではありますが、去る、2 月 17 日の議会全員協議会で説明をさせて頂きました、「中期財政計画を町民の皆様方に分かりやすく説明することが大切ではないか、これをどう考えているか。」というご質問でございます。

議員仰せのとおり、隠岐の島町の中期の財政計画につきましては、町民の皆様にも是非理解して頂くことが、私も非常に大切だと思っております。

従いまして、新年度予算の概要と併せまして町のホームページ等を利用いたしまして、できるだけ皆さんに分かりやすく掲載する等、そういった広報に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の「介護保険料等が高くなると町の経済状況がますます冷え込むと思われる

が、なお一層の経済活性化対策が必要ではないか。」というご質問でございます。

私は、所信表明でも触れさせて頂きましたが、長期化した景気の低迷からの脱却こそが本町にとりまして、まず喫緊の課題だとこのように認識をいたしております。

新年度予算で投資的経費につきましては、先ほどもお話がございましたが対前年比 11.6%の増という積極予算を編成させて頂いたところでございます。

また、ソフト関係につきましても、「集落地域活性化交付金事業」や「にぎわい商品券事業」も予算化させて頂いております、町の経済状況を考慮した予算編成に心がけたつもりでございます。

今後につきましては、町税や間もなく一本算定となります地方交付税等、歳入の動向を見極めながら、歳入・歳出のバランスを取り、図りながら、経済対策への財政出動も考えてまいらなくてはならない、このように考えているところでございますのでご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

4番(齋藤幸廣)

「町民への財政状況を理解して頂くために、新年度予算の概要と併せまして町のホームページ等を利用し、できるだけ分かりやすい掲載をするなど広報に努めたい。」という回答でしたが、これまでもこういうふうに予算とか、いろいろ説明がされてきたわけです。文書とかホームページ、広報の文章等で、しかしそれでもなかなか町民の方には理解して頂けないのではと心配しているところでございます。

地域に出かけて行くいろんな会合がありますが、例えば「出前町長室」とか。地域の会合があった時に直接語りかけるということが必要になってくるのではないかと。いかに今の隠岐の島町の財政が、どういう状況にあるかということを知ってもらう、そういう熱意のこもった態度を示して頂きたいということでございます。

次に、財政状況を説明するに当たって、この「中期財政計画」もそうなんですが、今隠岐の島町の財政状況についても、総務省のホームページで各市町村の決算の状況が出ております。それから市町村財政分析表、これは同じような市町村のグループが全国で作られていてそこでの位置、隠岐の島町はこの位置にあるのかということや、一人当たりの人件費について隠岐の島町はどのような位置にあるのか、非常に高い、一番高いところを示しているのです、21年度の決算によれば。

市町村財政分析表というのは図になってますので、非常に分かりやすい。そういうものも使って説明して頂きたいと思っておりますけれども如何でしょうか。

それと第2点目の問題ですが、補正予算の質疑の中で1億7,300万円の基金積立てについての協議をしまして、議論が出つくしたのではないかというふうな感じを受けた方もおられるかと思いますが、基金は基金として積み立てておくということも必要であろうし、平成24年度の予算で町も、いわゆる活性化のための財政的な措置を取ったというふうに評価できる数字にもなっております。

私が言いたいのは、その後の18%という実質公債費比率を維持しながら、いろんな国のあるいは国の外郭団体というのがたくさんある予算を持っている。例えば、国土交通省でいったら「町村交流機構」とか、そういう外郭団体が非常に予算を持っていて、いろんなメニューを持っている。これは総務省も持っている。同じような内容のメニューを持っている。農林省も多分持っているでしょう。そういうものを、もっともっとうまく利用した上で事業を組んで、足りない部分を起債という形にして行けば18%とい実質公債費比率を維持しながら、町の経済の活性化も図っていかれるのではないかと、それが25年以降に。

町長が、今期ということは言われてますけれども、町の政治の継続性を考えたら、そういうことも今から町全体で取り組んで行くという姿勢が必要ではないかと思しますので、そこらのお考えをもう一度お願いいたします。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、3点のご質問であったかと思いますが、広報も勿論大切ですが「出前町長室」等で、直接訴えかけるということが大事ではないかということでございますが、大体、私のところに「出前町長室」の要請があった時には、財政状況は説明するようにしております。

また、中長期にわたっても、なかなか財政用語というのは、財政課に所属した職員は解っても一般の職員ですら難しいこともありますし、私自らも町長になるまでそういう場がございませんでしたので、度々副町長以下、関係職員に聞いて「そうか。」ということでした。

そういうことですので、町民の皆さんも同じように分かりにくいだらうということでありまして、合併して10年をすると、今の旧4か町村があったと仮定して交付税をそれぞれ算出されたものを合算してもらっておりますが、これが10年から15年にかけて徐々に一本算定、一つの町という形で、15,500の町で計算されますと、想定で今計算しますと11か12億の交付税が減ることになります。

そうなってくると、非常に苦しくなってくるという話の中で、いろいろ財政状況についても簡単に説明をいたしてありまして、今後ももう少しその辺を詳しく、分かりやすく説明を

していくように努力をしてみたいと思います。

次に、総務省の資料等をもっともとうまく活用すべきではないか、ということでございますが、その点につきましても皆さんに分かりやすい資料として提供できるものにつきましては、大いに活用すべきであると思います。また、そういうものを参考にしながら町の資料を変えていく、そして皆さんに分かりやすく現状を訴えるような資料も作れるものなら作っていければと考えております。

1億7,300万円の基金の問題も出ましたが、これにつきましては、たまたま新橋に「地域交流センター」というところがありまして、あそこがいろいろな国の制度の情報をうまく掴んでいる団体があります。そこにおりました職員さんが、今「離島振興協議会」の事務局職員として採用になっておりますので、彼あたりは国の職員とうまくつながっている、本当にうまく活用できる職員がたまたま入ってまいりましたので、職員にはできるだけそういった職員を紹介して、そして東京に行けば必ず行ってほしいと、そういうところで情報をもらいながらできるだけ国のそういった制度をうまく活用しながら、残り部分は過疎債とか辺地債を使って行って、できるだけ一般財源にも影響しなくてもすむような制度の活用についても、更に積極的に活用して行けばいいかというように思いますし、しかし現状を考えた時にそれだけではうまくいかない場合には、それはまた町の財源でもって対応できるようなことも併せて考えて行くべきではないかと、このように考えておりますのでよろしく願いをいたしたいと思います。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

いろいろな制度とか、あるいは外郭団体等の制度を利用して、またそれでも足りない場合は起債というように考えておられるということでしたが、この介護保険料の増額、あるいは後期高齢者の保険料の増額、また国民健康保険の増額が検討されているというような事態は隠岐の島町だけが悪いとはいえませんが、これは政治、あるいは行政の責任です。

こういうことで経済が、購買意欲が損なわれ町の経済が沈んで行くということについては、町としても責任をもって取り組んで頂きたいと思います。

そして、もう一つ情報公開がいかに必要かということ、もう一度確認して頂くために、「隠岐の島町の情報公開条例」というのがありますが、その前文で「まちづくりへの住民参加は、情報なくして参加なしと言われるように、住民が必要とする情報を必要とするときに得られることが大切です。町は町民と情報を共有しながら開かれた町政を展開するため、町民への積極的な情報公開を行う必要があります。」と、こういうことも踏まえて本当に分か

りやすい情報を町民にお知らせ頂きたいと思います。

それでは、2番目の質問に入りたいと思います。

大久・那久小学校跡地利用計画についてですが、旧布施小中学校には、その一部に公民館が移設され、旧中村小学校には「隠岐の島ものづくり学校」として平成23年度に施設改修整備が終わり、平成24年度から入居者の応募が始まり、利用者の活動が始まるそうです。旧大久小学校、那久小学校については、地元住民が参加して、あるいは住民の考えに基づいて利用計画が作られ、大久小学校は宿泊体験施設として、那久小学校は加工施設としての利用計画ができているというふうに聞いておりましたが、平成24年度の予算には施設改修整備費は計上されておりません。

そこで質問ですが、この2つの学校の利用計画は今どのような状況にあるのでしょうか。

第2番目の質問は、「まちづくり基本条例」では、「情報を共有し、町民の自主的参加のもとに、町民と町は協働して『まちづくり』を進めます。」と、あります。

この中でも触れられているように、他では見られない地域の住民が自分たちの意見をもって参加しようとした2つの学校利用計画、町としてどう進めるのか。このような地域住民の動きをどう育てていくのか。そのところを、町長いかにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、旧学校跡地利用では、「隠岐の島ものづくり学校」の中村については前教室を使われるみたいですし、布施は建物をもう処分するという計画もあるそうでございますので、この大久、那久小学校の跡地利用計画で使われない教室がかなりあると思いますが、それについてはどのような利用をしようと町として考えておられるのか。もし検討されていることがあれば、お知らせ頂きたいと思います。

番外（町長 松田和久）

齋藤議員の「大久、那久小学校の跡地利用計画について」の分割質問2点目のご質問にお答えをさせて頂きたいと思います。

まず、大久小学校跡地利用計画につきましては、大久地区内で宿泊体験施設といたしましての利用計画について今話し合いが行われていますが、地区内での意見調整に時間を要しておるようでございまして、計画の具現化につきましては、今しばらく時間をかけて行く必要があると考えております。

また、那久小学校跡地利用計画についてでございますが、当初、福祉利用を図るということが進められていた経緯がございますが、地域内での調整が整わず、その後に浜那久の水産

加工グループが活動の拠点としたいということで、弁当製造、鳥肉の処理、体験宿泊などを兼ねました複合施設としての整備を検討しているところであります。なお、施設の管理者につきましては、今のところ「那久報徳社」を予定しております。

2点目のご質問、「地域住民が参加したこの2つの学校の利用計画を町としてどう進めるか。」についてでございますが、「大久小学校」につきましては地区内の意見調整の状況を見定めながら、地区との協議を行い跡地利用を進めてまいりたいとこのように考えております。

また、「那久小学校」につきましては、地元と施設の運営及び加工体制、販売ルートの開拓等の調査・研究を一緒に行いまして、施設整備を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、「旧学校跡地利用では、まだたくさんの教室が使われていないままとなっているようだ。」とのご指摘でございますが、現在、大久、那久小学校ともに、教室を含め学校全体としての跡地利用計画の検討を行なわせて頂いておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

4番（ 齋 藤 幸 廣 ）

大久、那久小学校の跡地利用計画についての今の状況は分かりました。

これは、2番・3番に関連してくる内容ですが、3番目の質問の回答の中で「現在、那久、大久小学校ともに教室を含め、学校全体としての跡地利用計画の検討を行っていく。」と言うことですが、あの2つの学校を見ると木造で非常に立派な施設でございます。地域での利用計画以外の教室も、どのような形で使うのかということ全体として考えて行くという町の姿勢は分かりました。

是非進めて頂きたい、というのは、中村小学校の跡地利用については定住対策課が中心となって「隠岐の島ものづくり学校」という形で進めて来ました。また、そこで施設の整備費とか、その後の町による手助け、この24年度でも相当なお金が注ぎ込まれるというような状況でございます。

この那久、大久小学校についても、地元だけではあの大きな施設を維持して行くことについては大変なものがある。

全国的に見てもそういうところが成功した例は、何件とかいうぐらいで殆ど見られない。それもNPO法人というしっかりとした組織を作ってやっている施設とかです。町の補助を受けないはずと続けて行くというのが現状のようでございます。

そういうことも考えてみますと、やはりあの大きな施設全体を町がある程度責任を持たないといけないのではないかと。それは、財政的に非常に苦しい中でのことですので分かるの

ですが、あれだけの大きな施設、立派な施設を地区の人たちだけに考え方、そういうことでまとめて行くということは難しいと思いますし、事業をして行く場合でも、ある程度の町の補助が必要になってくると思います。

そこで、もう一つ私が3年程前に教室の利用で教育長に「残った施設の教室で使われない部分を文化財の収納庫、あるいは展示室等に使ってはどうか。」ということをご提案を申し上げたことがあるのですが、その時教育長は、「今の文化財の収納施設が図書館とか、五箇の郷土館とか限られたところで、今の町の収容できる施設で、もし足りない場合には教室の利用も考えてみたい。」というお返事を頂いております。そこらのところ、どうお考えでしょうか。

町長に、まず相当な町としての支援が2つの学校の跡地利用には必要だということ。教育長には、文化財の収納施設として利用するという考え方は検討されたと思うが、今はどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

番外（町長 松田和久）

再質問にお答えをいたしたいと思います。

ご案内のように、中村小学校は、築後相当年数が経った施設でございまして、特に整備をする箇所が多かったかと思えます。

那久、大久小学校は、島内でも廃校にはなりましたが、本当にもったいないぐらいの木造建築で素晴らしい建物でございまして、そういう意味では改修費は少ないかと思えます。

ただ、今後その利用目的によりまして、何せ学校なものですので利用目的に沿わせるためには、内装等の工事が必要になってくるかと思えます。その辺りは地元意見と調整をさせて頂きまして、町としても考えて行かなくてはならないというように思いますし、今後は特に那久あたりは加工することが中心になってまいりますと、今度は関係機材の購入という問題も出てまいるかとも思えます。

那久は、世田谷のものづくり学校・池尻中学校に見学に行ってもらったりしております。そういう中で、今議論が進められているようですので、またそういった話が出てくると思えます。それにつきましては、十分に町としても一緒になって、これが活性化できるように有効に活用できるように考えて行くべきだと、このように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

番外（教育長 山本和博）

再質問にお答えをいたします。

2年前に齋藤議員さんの方から、「古い学校の教室に資料等を保存したらどうか。」という

質問があったと聞いております。

その時、教育長は「もし必要があれば、そこの方に保管をする。」という具合に答えたと聞いております。現在、教育委員会並びに隠岐島文化会館のプレハブ棟に保管しております。今のところ、一応十分に保管能力がありますので、今考えておりません。

やはり大事なことは、きちんと我々が目が届くところに大事なものは管理しなくてはならないと思っておりますので、現在はそういう具合に必要とは考えておりません。

展示については、当然新しいもの、大事なものが出来た時には町民に知らせる必要がありますので、文化会館、あるいは図書館等の展示場所を使って展示したいと考えております。

4番(齋藤幸廣)

町長の最初の答弁にありましたように、教室も含め学校全体として跡地利用計画の検討を行っているということですので、その言葉を信じて今日の質問は終りたいと思います。

議長(池田信博)

以上で、齋藤幸廣議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これを以って、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日3月12日は定刻より、「質疑」を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 14時07分)

以 下 余 白